

## 本山町生活応援地域振興券事業実施要綱

(令和8年1月21日告示第7号)

### (目的)

第1条 この要綱は、電力・ガス・食料品等の物価高騰に伴い、消費が低迷している本山町内において、本山町生活応援地域振興券（以下、「地域振興券」という。）を全住民に配布することによって、町民の生活支援及び町民による地域内消費の促進、町内事業者の経済的安定の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 地域振興券

前条の目的を達成するために、町が配布する金券をいう。

#### (2) 特定取引

地域振興券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入もしくは借受けまたは役務の提供をいう。

#### (3) 特定事業者

特定取引を行い、受け取った地域振興券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

#### (4) 委託業者

特定事業者の募集や換金等の事務を実施する町から委託を受けた者をいう。

### (配布対象者)

第3条 この要綱による配布対象者は、令和8年2月1日（以下「基準日」という。）において、本山町の住民基本台帳に登録されている者とする。

### (地域振興券の額面)

第4条 地域振興券の額面は、1名あたり25,000円（1,000円20枚綴、500円10枚綴各1部）とする。

### (地域振興券の使用範囲等)

第5条 地域振興券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

- 2 地域振興券の使用期間は、令和8年4月1日から令和8年7月31日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された地域振興券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われないものとする。
- 4 地域振興券は、転売、譲渡および換金を行うことができないものとする。
- 5 地域振興券は、交付された本人またはその代理人もしくは使者に限り使用することができる

ものとする。

6 地域振興券は、次に掲げる物品の購入および役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 国税、地方税などの公租公課
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関する支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 商品券の交換又は売買
- (10) その他町長が指定するもの

(特定事業者の登録等)

第 6 条 特定事業者への登録をしようとする者は、本山町生活応援地域振興券取扱事業者登録申請書（様式第 1 号）及び誓約書（様式第 2 号）を町長に申請しなければならない。

2 本山町商工会に加盟している事業者は、特定事業者として登録したものとみなす。

(取扱事業者の登録)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録を認める場合は、本山町生活応援地域振興券取扱事業者登録証（様式第 3 号）を交付する。

(特定事業者の責務)

第 8 条 特定事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引を行う事業所内の見やすい場所に、ポスター等を掲示すること。
- (2) 特定取引において地域振興券の受取を拒んではならないこと。
- (3) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに町に報告すること。
- (4) 地域振興券の交換、譲渡および売買を行ってはならないこと。
- (5) 取扱事業者自身での購入を偽る換金行為を行わないこと。
- (6) 町が本事業に関する調査を行うときは、協力すること。
- (7) 町と適切な連携体制を構築すること。
- (8) その他、要綱の規定に反すると認められる行為をしないこと。

2 町長は、特定事業者が前項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消す

ことができる。

(地域振興券の換金手続き)

第9条 委託業者は、特定取引において地域振興品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は、第6条の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和8年7月31日までの特定取引において受け取った地域振興券を提出して、券面金額での換金を申し出るものとする。
- 3 換金の方法は、別に指定する方法によるものとする。
- 4 特定事業者は、令和8年8月14日までに地域振興券の換金を申し出なければならない。

(換金原資の支払い方法)

第10条 委託業者への換金原資については、換金業務の終了後、その実績に応じて支払う。ただし、換金業務の実施上必要な場合、委託業者は町との協議の上、概算払いを請求することができる。

2 委託業者は換金原資の交付を受けようとするときは、換金原資交付申請書(様式第4号)を町長に提出を行い、換金原資交付決定通知書(様式第5号)の通知を受けたのち、換金原資請求書(様式第6号)により請求を行う。

(地域振興券に関する周知等)

第11条 町及び委託事業者は、地域振興券事業の実施にあたり、申請の方法、申請受付開始日、使用可能店舗等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知に努めるものとする。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、令和8年7月31日までに当該交付された者が対象者の規定に該当しない者、または偽りその他不正の手段により交付を受けた者に対しては、地域振興券および地域振興券で使用した額の返還を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年1月21日から施行する。